

各 交 涉 團 體 改 憲 試 案 對 比

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
前 文	繼承精神	3.1 運動	上海臨時政府 (3.1 運動), 4.19	上海臨時政府 (3.1 運動), 4.19, 5.18	3.1 運動, 4.19	3.1 運動, 4.19
	第 5 共和國	明 示	明 示	削 除	削 除	削 除
	抵抗權, 文民政治, 政治報復 禁止	없 음	없 음	新 設	抵抗權 新設	抵抗權 新設
	民族中興의 使命, 自由·權利 에 따른 責任·義務	있 음	있 음 (自律과 調和 추가)	削 除	있 음 (民族中興의 使命은 削除)	있 음
總 綱	在外國民保護	宣言的 規定 (§ 2 ②)	具體的 規定으로 補強 (§ 2 ②)	現行과 同 (§ 2 ②)	現行과 同 (§ 2 ②)	現行과 同 (§ 2 ②)
	平和統一 努力義務	前文에 明示	前文에 明示	新 設 (§ 4)	前文에 明示	前文에 明示
	軍人의 政治介入 禁止	없 음	없 음	新 設 (§ 5 ② 후단)	없 음	없 음
	公務員 財產公開	없 음	없 음	新 設 (§ 7 ③)	있 음	없 음
	政黨의 要件	組織, 活動이 民主的 (§ 7 ②)	現行과 同 (§ 7 ②)	目的·組織·活動이 民主的 (§ 8 ②)	現行과 同 (§ 7 ②)	現行과 同 (§ 7 ②)
	違憲政黨 解散制度	인정 (憲法委員會 : § 7 ④)	인정 (憲法裁判所 : § 7 ④)	불인정 (§ 8, § 90 참조)	인정 (大法院 : § 7 ④)	인정 (大法院 : § 7 ④)
基 本 權	處罰과 保安處分의 要件	法律에 의한 處罰·保安處分 인정 (§ 11 ①)	現行과 同 (§ 11 ①)	刑의 宣告에 의해서만 가능 (§ 12 ①)	刑의 宣告에 의해서만 가능 (§ 11 ①)	處罰은 現行과 同, 裁判에 의한 保安處分 인정 (§ 11 ①)
	令狀制度	現行犯人등 事後令狀制度만 인정 (§ 11 ③ 단서)	現行과 同 (§ 11 ③ 단서)	그밖에 令狀發付 및 執行要件 強化 (證據主義·適法節次 : § 12 ④ ⑤)	現行과 同 (§ 11 ③ 단서)	現行과 同 (§ 11 ③ 단서)
	逮捕·拘禁時 告知 및 通知	없 음	辯護人의 助力을 받을 權利 告知, 家族에 대한 通知 (§ 11 ⑤)	辯護人의 助力받을 權利로 接 見·交通權 例示, 連行추가 (§ 12 ⑤)	없 음	없 음

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
基 本 權	拘束適否審 범위	法律이 정하는 바에 따라 인 정 (§ 11 ⑤)	全面 인정 (§ 11 ⑥)	現行과 同 (§ 12 ⑦)	全面 인정 (§ 11 ⑤)	全面 인정 (§ 11 ⑤)
	證據能力 제한	自白의 證據能力만 制限 (§ 11 ⑥)	現行과 同 (§ 11 ⑦)	違法蒐集證據까지 추가 (§ 12 ⑧)	自白의 證據能力만 制限 (§ 11 ⑥)	自白의 證據能力만 制限 (§ 11 ⑥)
	우편물檢閱등 令狀主義	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (§ 18 ②)	明示하지 않음	明示하지 않음
	言論·出版에 대한 許可·檢 閱 禁止	明示하지 않음	明示 (§ 20 ②), 映畫·演藝 는 제한적으로 허용 (§ 20 ② 단서)	明示(映畫·演藝도 포함 : § 21 ②)	明 示 (§ 19 ②)	明 示 (§ 20 ②)
	集會·結社에 대한 許可禁止	明示하지 않음	明 示 (§ 20 ②)	明 示 (§ 21 ②)	明 示 (§ 19 ②)	明 示 (§ 20 ②)
	新聞·通信·放送의 施設· 基準, 編輯·編成의 公正性	明示하지 않음	明 示 (§ 20 ③)	明示하지 않음	明示(編輯·編成의 公正性은 除外 : § 19 ③)	明示(編輯·編成의 公正性은 除外 : § 20 ③)
	言論 被害賠償 請求權	明 示 (§ 20 ③후단)	明 示 (§ 20 ④후단)	削 除 (§ 21 ④참조)	削 除	削 除
	科學技術者 權利保護	없 음	新 設 (§ 21 ②)	없 음	없 음	없 음
	財産權 收用時 補償	公益 및 關係者利益 衡量, 法 律로 정함 (§ 22 ③)	法律이 정하는 바에 따라 正 當 補償 (§ 22 ③)	正當補償 (§ 23 ③)	法律이 정하는 바에 따라 正 當補償 (§ 21 ③)	法律이 정하는 바에 따라 正 當補償 (§ 22 ③)
	選舉年齡	20 세 (§ 23)	20 세 (§ 23)	18 세 (§ 24)	18 세 (§ 22)	18 세 (§ 23)
	軍法會議裁判管轄權	軍事機密·哨兵·哨兵·捕虜· 軍事施設 犯罪등, 非常戒嚴時, 非常措置時 (§ 26 ②)	有害飲食物供給·軍用物犯罪 및 非常措置時 削除 (§ 26 ②)	非常戒嚴으로 法院 正常機能 발휘 困難時에 限定 (§ 27 ④)	非常戒嚴이 宣布된 경우에만 가능 (§ 25 ②)	軍事에 관한 間諜罪 추가, 軍 用物 犯罪 및 非常措置時 削 除 (§ 26 ②)
	刑事被害者 裁判陳述權	없 음	新 設 (§ 26 ⑤)	없 음	없 음	없 음
	刑事補償請求權	無罪判決받은 被告人 (§ 27)	無嫌疑 處分받은 被疑者 추 가 (§ 27)	不起訴 處分받은 被疑者 추 가 (§ 28)	民正黨案과 同 (§ 26 ①)	民正黨案과 同
軍人·警察의 國家賠償 請求 權	二重賠償 禁止 (§ 28 ②)	國家報償 고려, 法律로 규정 (§ 28 ②)	法律이 정하는 바에 따라 인 정 (§ 29 ①)	法律이 정하는 바에 따라 인 정 (§ 27)	法律이 정하는 바에 따라 인 정 (§ 28 ①)	
刑事被害者 國家救護	없 음	新 設 (§ 29)	없 음	없 음	없 음	

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
基	교육의 專門性 保障	明 示 (§ 29 ④)	明 示 (§ 30 ④)	削 除 (§ 30 ④참조)	明示하지 않음 (§ 28 ④참조)	明 示 (§ 29 ④)
	大學의 自律性 保障	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (§ 30 ⑤)	明示하지 않음	明示하지 않음
	平生教育 振興, 教育·財政· 教員의 地位 保障	있 음 (§ 29 ⑤⑥)	있 음 (§ 30 ⑤⑥)	削 除 (§ 30 ⑥참조)	있음 (財政·教育의 地位 保 障은 除外 : § 28 ⑤⑥참조)	있음 (財政·教育의 地位 保 障은 除外 : § 29 ⑥참조)
	最低賃金制	없 음	明 示 (§ 31 ①)	明 示 (§ 31 ②)	明示하지 않음	明示하지 않음
	勤勞의 義務	있 음 (§ 30 ②)	있 음 (§ 31 ②)	있 음 (§ 31 ①)	있 음 (§ 29 ②)	있 음 (§ 30 ②)
	女子의 勤勞條件 差別待遇 금지	明示하지 않음	明 示 (§ 31 ④)	明示 (少年도 포함 : § 31 ④)	明示하지 않음	明示하지 않음
	優先就業對象	國家有功者 傷痍軍警 및 戰 歿軍警 유가족 (§ 30 ⑤)	現行과 同 (§ 31 ⑤)	産業災害被害者 및 그 유가족 추가 (§ 31 ⑤)	現行과 同 (§ 29 ⑤)	現行과 同 (§ 30 ⑤)
	團體行動權의 行使	法律로 정함 (§ 31 ①단서)	現行과 同 (§ 32 ①단서)	削 除	削 除 (§ 30 ①단서참조)	現行과 同 (§ 31 ①단서)
	公務員의 勞動 3 權	法律로 정한 者만 인정 (§ 31 ②)	現行과 同 (§ 32 ②)	削 除	現行과 同 (§ 30 ③)	現行과 同 (§ 31 ②)
	團體行動權의 制限 또는 不 認定 범위	國家·地方自治團體·國公營 企業體·防衛産業體·公益事 業體등 (§ 31 ③)	法律이 정하는 防衛産業體 (§ 32 ③)	削 除	削 除	削 除
權	勤勞者의 經營參加權, 利益均 霑權	없 음	없 음	新 設 (§ 33, § 34)	利益均霑權만 新設	없 음
	女子의 福祉·權益向上	明示하지 않음	明 示 (§ 33 ②)	明示하지 않음 (§ 35 ②참조)	明示하지 않음	明示하지 않음
	國家救護對象	生活能力 없는 國民 (§ 32 ③)	身體障礙者 추가 (§ 33 ⑤)	災害·疾病·勤勞能力 상실· 老齡·身體障礙·失業등에 있 는 國民 (§ 35 ②)	現行과 同 (§ 31 ③)	現行과 同 (§ 32 ③)
	國家福祉政策對象	明示하지 않음	老人·靑少年의 福祉·災害 및 疾病豫防, 醫療增進 (§ 33 ④⑥, § 35 ③)	는 國民 (§ 35 ②)	明示하지 않음	明示하지 않음
	國家의 住宅開發	明示하지 않음	明 示 (§ 34 ②)	明 示 (§ 36 ④)	明示하지 않음	明示하지 않음

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
基 本 權	婚姻·家族生活 兩性平等	宣言的 規定 (§ 34 ①)	具體的 規定으로 補強 (§ 35 ①)	現行과 同 (§ 37 ①)	現行과 同 (§ 32 ①)	現行과 同 (§ 34)
	母性保護 (妊娠, 出產, 育兒)	明示하지 않음	明 示 (§ 35 ②)	明示하지 않음	明示하지 않음	明示하지 않음
	基本權 制限要件	國家安保·秩序維持·公共福 利上 法律로 制限 (§ 35 ②)	「불가피한 경우에 最少限의 範圍」에 한정되도록 要件强 化 (§ 36 ②)	現行과 同 (§ 38 ②)	國家安全保障 削除 (§ 33 ②)	現行과 同 (§ 35 ②)
國 會	得票率에 따른 比例代表 議 席配分	없 음	없 음	新 設 (§ 42 ④)	없 음	없 음
	免責特權 범위	國會에서의 職務上 發言·表 決 (§ 81)	現行과 同 (§ 44)	그에 부수하는 行爲 추가 (§ 46)	現行과 同 (§ 43)	現行과 同 (§ 75)
	國會臨時會 召集要件	在籍議員 1/3 (§ 83 ①)	在籍議員 1/4 (§ 46 ①)	在籍議員 1/4 (§ 48 ②)	在籍議員 1/4 (§ 44 ②)	在籍議員 1/4 (§ 77 ①)
	定期會 會期	90 日 (§ 83 ②, § 90 ②)	90 日 (§ 46 ②, § 53 ②)	120 日 (§ 48 ③, § 55)	120 日 (§ 44 ③)	120 日 (§ 77 ②)
	年間 開會日數 150 日 制限 및 大統領召集 國會議題제한	있 음 (§ 83 ③⑤)	削 除	削 除	削 除	削 除
	國會非公開會議 要件	國會議決, 議長判斷 (§ 86 ① 단서)	現行과 同 (§ 49 ①단서)	議長判斷에 의한 非公開 削 除 (§ 51 ①단서)	議長判斷에 의한 非公開 削 除 (§ 47 ①)	議長判斷에 의한 非公開 削 除 (§ 80 ①)
	法院豫算編成權	없 음	없 음	新 設 (§ 55 ③)	없 음	없 음
	準豫算支出 基準	前年度 豫算에 準하여 (§ 90 ③)	現行과 同 (§ 53 ③)	「歲入의 범위 안에서」추가 (§ 55 ③)	「歲入의 범위 안에서」추가 (§ 51 ③)	「歲入의 범위 안에서」추가 (§ 84 ③)
	國政調查·監査	國政調查, 裁判·犯罪搜查등 干涉禁止 (§ 97)	國政監査, 裁判·犯罪搜查등 干涉禁止, 監査對象·範圍· 節次는 法律에 위임 (§ 60 ①②)	國政監査 및 調查, 裁判·犯 罪搜查등 干涉禁止 削除 (§ 62)	國政監査 추가 (§ 58)	國政監査 추가 (§ 91)
國務總理·國務委員 出席要 求	國會나 委員會議決, 代理答辯 허용 (§ 98 ②)	現行과 同 (§ 61 ②)	在籍議員 1/3, 代理答辯制度 削除 (§ 63)	在籍議員 1/4, 代理答辯制度 削除 (§ 59)	現行과 同 (§ 92)	

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
國 會	國務總理, 國務委員 不信任	解任議決權 (國務總理는 1年間 禁止), 在籍議員 1/3 發議, 國務總理解任時 全國務委員 解任 (§ 99)	現行과 同 (§ 62)	解任建議權 (國務總理 1年間 금지, 發議要件, 國務總理解任時 全國務任員 解任規定은 削除: § 64)	解任決議權 (國務總理 1年間 금지 規定은 削除: § 60)	解任議決權 (國務總理 1年間 금지, 國務總理解任時 全國務委員 解任規定은 削除, 在籍議員 1/4 發議: § 93)
	彈劾審判委員會	없 음	없 음	新 設 (§ 67)	新 設 (§ 63)	新 設 (§ 96)
政 府	大統領의 地位	國家元首, 行政府 首班 (§ 38 ①④)	現行과 同 (§ 65 ①④)	國家元首 削除 (§ 68 ①참조)	國家元首 削除 (§ 64 참조)	國家元首 削除 (§ 38 참조)
	副統領制	없 음 權限: 大統領補佐·職務代行 및 承繼 (§ 68 ⑤), 國務會議 出席發言權 (§ 89 ④) 選舉: 直選·同一티켓등 (§ 89 ①~⑦), 補闕選舉등 (§ 70 ①~④) 任期: 4年 (§ 72 ①), 기타: 彈劾 (§ 66 ①), 權限代行 (§ 73 ①)	없 음	新 設	新 設 權限: 大統領補佐·職務代行 및 承繼 (§ 64 ③) 選舉: 直選, 補闕選舉등 (§ 67 ②참조) 任期: 4年 (§ 68 ①) 기타: 彈劾 (§ 62 ①), 權限代行 (§ 69), 國務會議 議構成員 (§ 84 ②)	없 음
	大統領選舉	間 選 (§ 39 ~ § 41)	直 選 (§ 66 ①) * 決選投票 및 單獨立候補 特例 (§ 66 ②③)	直 選 (§ 69 ①) * 決選投票 및 單獨立候補 特例은 民正黨과 同 (§ 69 ⑤⑥)	直 選 (§ 65, § 66) * 民正黨案과 同 (§ 66 ①②)	直 選 (§ 39, § 40) 當選者 決定의 特例 (國會選出) 및 單獨立候補 特例
	大統領 立候補要件	政黨 또는 大統領選舉人 추천 (§ 39 ②), 5年이상 國內居住등 (§ 42)	政黨추천 明示하지 않음. 5年이상 國內居住 (§ 66 ④)	政黨추천 (§ 69 ③), 5年이상 國內居住 削除 (§ 69 ② 참조)	政黨추천, 5年이상 國內居住 削除 (§ 65 ②)	政黨추천, 5年이상 國內居住 削除 (§ 39)
	任期·重任制限	7年 單任, 憲法改正 効力制限 (§ 45, § 129 ②)	6年 單任, 憲法改正 効力制限 (§ 67 ①②)	4年 1次重任, 憲法改正 効力制限 (§ 72, § 124 ②)	4年 1次重任 (§ 68 ①②)	4年 1次重任 (§ 42)
後任者 選舉	任期滿了 30日前, 闕位後 3月 이내 (§ 43)	任期滿了 70日 내지 40日前, 闕位後 即時 (§ 68)	任期滿了 60日前, 闕位後 60日 이내 (§ 70 ①②)	任期滿了 60내지 40日前, 闕位後 60日 이내 (§ 67 ①)	任期滿了 60日前, 闕位後 60日 이내 (§ 41)	

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
政	* 補闕選舉	規定없음 (殘任期間 在任규정 없음)	現行과 同	不必要 (副統領이 承繼) * 殘任期間 在任與否 불명확 副統領은 補闕選舉 (§ 70 ④)	殘任期間 1年未滿時 補闕選 舉없음 (§ 67 ② 단서참조), 規定없음	殘任期間 1年未滿時 補闕選 舉없음 (§ 41 ② 단서참조), 規定없음
	大統領 就任場所	明示하지 않음 (§ 44 참조)	明示하지 않음 (§ 70 참조)	國 會 (§ 71 ②)	明示하지 않음 (§ 70 참조)	明示하지 않음 (§ 44 참조)
	國民投票附議權	外交·國防·統一 기타 國家 安危에 관한 重要政策 (§ 47)	現行과 同 (§ 71)	外交·國防·統一 기타 重要 政策 (§ 74)	領土의 變更추가, 外交·國防 은 削除 (§ 74)	削 除
	非常措置權등	非常措置權 (§ 51, § 65)	緊急財政·經濟處分 및 命令 權, 緊急命令權 (§ 75, § 89)	民正黨案과 同 (§ 78, § 90)	民正黨案과 同 (§ 75, § 87)	民正黨案과 同 (§ 47, § 60)
	非常戒嚴의 効力	令狀制度, 言論·出版·集會· 結社의 自由, 政府나 法院의 權限변경 (§ 52 ③)	現行과 同 (§ 76 ③)	令狀制度 및 法院의 權限변경 제한 (§ 79 ③)	現行과 同 (§ 76 ③)	現行과 同 (§ 49)
	戒嚴에 대한 國會의 統制	戒嚴후 지체없이 國會通告, 在籍過半數 解除要求 (§ 52 ④ ⑤)	現行과 同 (§ 76 ④ ⑤)	戒嚴後 7日以內 國會召集 및 同意필요, 同意인지 못한 경 우 및 解除議決時 効力喪失 (§ 79 ④ ⑤)	現行과 同 (§ 76 ④ ⑤)	現行과 同 (§ 49 ④ ⑤)
	國會解散權	인정 (§ 57, § 65, § 87 단서)	인정 (§ 81, § 89, § 50 단서)	불인정 (§ 52 단서 참조, § 90)	불인정 (§ 87)	불인정 (§ 60)
	國務會議性格	審議機關 (§ 64 ①, § 65)	現行과 同 (§ 88 ①, § 89)	審議議決機關 (§ 89 ①, § 90)	審議議決機關 (§ 84 ①)	審議議決機關 (§ 57 ①, § 60)
府	國政諮問會議, 平和統一政策 諮問會議	있 음 (§ 66, § 68)	있 음 (§ 90, § 92)	廢 止	廢 止	廢 止
	特別檢事制	없 음	없 음	新 設 (§ 95)	없 음	없 음
	監查院長 闕位時 後任者 任命	殘任期間 (§ 73 ③)	削 除 (§ 97 참조)	削 除 (§ 97 참조)	現行과 同 (§ 94 ③)	現行과 同 (§ 67 ③)
法 院	行政·租稅등 專擔部 設置 근거	明 示 (§ 103 ②)	明 示 (§ 101 ②)	削 除 (§ 101 참조)	明 示 (§ 98 ① 참조)	削 除
	大法官의 數	明示하지 않음	明示하지 않음	20人이하 (§ 101 ③)	20人이내 (§ 98 ②)	明示하지 않음

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
法 院	大法院長 任命方法	大統領이 國會同意언어 任命 (§ 105 ①)	現行과 同 (§ 103 ①)	法官推薦會議 제청으로 大統領이 國會同意 언어 任命 (§ 103 ①)	法官推薦會議 제청으로 大統領이 國會同意 언어 任命 (§ 100 ①)	法官推薦會議 제청으로 大統領이 國會同意 언어 任命 (§ 100 ①)
	大法官 任命方法	大法院長 提請으로 大統領이 任命 (§ 105 ②)	現行과 同 (§ 103 ②)	大法院長이 法官推薦會議 同意언어 提請하고 大統領이 任命 (§ 103 ②)	大法院長이 法官推薦會議 同意언어 提請하고 大統領이 任命 (§ 100 ②)	法官推薦會議의 提請으로 大法院長이 任命 (§ 100 ②)
	一般法官 任命方法	大法院長이 任命 (§ 105 ③)	現行과 同 (§ 103 ③)	大法官會議 議決로 大法院長이 任命 (§ 103 ③)	大法官會議 議決로 大法院長이 任命 (§ 100 ②)	現行과 同 (§ 100 ③)
	大法院長 任期	5年 單任 (§ 106 ①)	6年 單位 (§ 104 ①)	6年 單任 (§ 104 ①)	6年, 連任허용 (§ 101 ①)	現行과 同 (§ 101 ①)
	大法官 任期	5年, 連任허용 (§ 106 ②)	6年, 連任허용 (§ 104 ②)	6年, 連任허용 (§ 104 ②)	6年, 連任허용 (§ 101 ①)	現行과 同 (§ 101 ②)
	一般法官 任期	10年, 連任허용 (§ 106 ③)	現行과 同 (§ 104 ③)	停年時까지 (§ 104 ③)	10年, 法律의 規定에 의거 連任가능 (§ 101 ②)	現行과 同 (§ 101 ③)
	法官의 停年	法律로 정함 (§ 106 ④)	現行과 同 (§ 104 ④)	大法院長 70歲, 기타 法官 65歲 (§ 104 ④)	大法院長 70歲, 기타 法官 65歲 (§ 101 ③)	現行과 同 (§ 101 ④)
	法官의 罷免事由 (憲法裁判官·中央選管委員도 같음)	彈劾 刑罰 (§ 107 ①, § 113 ③, § 115 ⑤)	彈劾, 禁錮이상의 刑 (§ 105 ①, § 111 ③, § 113 ⑤)	現行과 同 (§ 105 ①, § 110 ⑤)	現行과 同 (§ 102 ①)	現行과 同 (§ 102 ①)
	違憲法律審査	裁判의 前提가 된 경우 法院에서 違憲으로 인정할 때 憲法委員會에 제청 (§ 108 ①)	裁判의 前提가 된 경우 憲法裁判所에 제청 (§ 106 ①)	裁判의 前提가 된 경우 大法院에서 최종 審査 (§ 106 ①)	大法院에서 최종 審査 (§ 103 ①)	裁判의 前提가 된 경우 大法院에서 최종 審査 (§ 103 ①)
軍事裁判 單審制	非常戒嚴下 軍人·軍務員 犯罪, 間諜罪등 (§ 111 ④)	有害飲食物 供給犯罪만 削除 (§ 109 ④)	廢 止 (§ 109 참조)	現行과 同 (§ 107 ③)	現行과 同 (§ 107 ④)	
憲 法 裁 判	憲法裁判機關	憲法委員會 (제 6 장)	憲法裁判所 (제 6 장)	大法院, 彈劾審判委員會 (§ 67, § 106 ①)	大法院, 彈劾審判委員會 (§ 103, § 63)	大法院, 彈劾審判委員會 (§ 103, § 96)
	憲法裁判事項	違憲法律審査, 彈劾, 政黨解散 (§ 112 ①)	機關間 權限爭議 추가 (§ 110 ①)	政黨解散 제외 (§ 7, § 67, § 106 참조)	現行과 同 (§ 7 ④, § 63, § 103 참조)	現行과 同 (§ 7 ④, § 96, § 103 참조)
	憲法委員 (裁判官) 資格	法律로 정함 (§ 113 ④)	法官의 資格가진 者 (§ 110 ②)	없 음	없 음	없 음

編別	項 目	現 行 憲 法	民 正 黨 案	民 主 黨 案	新 韓 民 主 黨 案	한 국 국 민 당 案
選 舉 管 理	中央選舉管理委員選出	大統領 3人, 國會選出 3人, 大法院長 指名 3人	現行과 同 (§ 113 ②)	現行과 同 (다만, 國會選出 3 人은 政黨員이어야 함 : § 110 ②④)	大法院長指名 3人 削除, 大法官會議選出 3人추가 (§ 108 ②)	現行과 同 (§ 108)
	中央選舉管理委員 任期	5年 (§ 115 ③)	5年 (§ 113 ③)	6年 (§ 110 ③)	5年, 連任허용 (§ 108 ③)	現行과 同 (§ 108 ③)
	內部規律 規則制定權	없 음	新 設 (§ 113 ⑥후단)	없 음	없 음	없 음
地方 自治	地方自治團體長 및 議會議員 選任方法	法律로 정함 (§ 119 ②)	現行과 同 (§ 117 ②)	住民直選 (§ 114 ①)	住民直選 (§ 113 ①)	住民直選 (§ 112 ①)
經 濟	經濟에 대한 規制·調整	社會正義實現 및 國民經濟의 均衡發展을 위하여 필요한 規 制·調整 및 獨寡占 폐단 規 制·調整 (§ 120 ②③)	成長·安定 및 分配의 均衡 維持, 市場支配와 經濟濫用 방지, 産業民主化를 위한 規 制·調整 인정 (§ 118 ②)	現行과 同 (다만, 經濟力 濫 用に 의한 所等不均衡 是正 및 分配構造 歪曲에 대한 規 制·調整추가 : § 115 ②③)	現行과 同 (§ 114 ②③)	現行과 同 (§ 113 ②③)
	低所得層 保護	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (§ 115 ④)	明示하지 않음	明示하지 않음
	農地制度	小作禁止, 農地賃貸借 및 委 託經營 部分的 認定 (§ 122)	現行과 同 (§ 120)	小作禁止, 農地賃貸借 및 委 託經營 根據削除 (§ 117)	現行과 同 (§ 116)	現行과 同 (§ 115)
	農·漁村 開發	自助를 기반으로 하는 開發計 劃 (§ 124 ①)	農·漁民의 福祉增進을 위한 開發 및 支援計劃 (§ 122 ①)	農業保護, 農·漁村綜合開發 計劃 (§ 119 ①)	現行과 同 (§ 117 ①)	現行과 同 (§ 117 ①)
	地域經濟 育成	明示하지 않음 (§ 124 ① 참조)	明 示 (§ 122 ②)	都農間 均衡發展 (§ 119 ①)	明示하지 않음 (§ 118 ① 참조)	明示하지 않음
	農產物 價格保障	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (§ 119 ②)	明示하지 않음	明示하지 않음
	情報 및 人力開發	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (§ 123 ①)	明示하지 않음	明示하지 않음
	中央銀行 中立性保障	明示하지 않음	明示하지 않음	明 示 (§ 123 ③)	明示하지 않음	明示하지 않음